第十七条　退職年金及び離婚扶養料

1　次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2　離婚扶養料その他これに類する生計のための金銭の支払であって、一方の締約者の居住者から他方の締約者の居住者に支払われるものに対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。ただし、これらの支払が、当該一方の締約者において当該支払を行う個人の課税所得の計算上控除することができない場合には、いずれの締約者においても租税を課することができない。

第十八条　政府職員

1　政府の職務の遂行として一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者の政府又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。もっとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であって、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となった者でない場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者の政府若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約者の政府若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育を受けるため一方の締約者内に滞在する学生であって、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であったものがその生計又は教育のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。

第二十条　匿名組合

この協定の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約者において当該締約者の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　その他の所得

1　一方の締約者の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約者の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する一方の締約者の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約者の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　二重課税の除去

1　香港特別行政区外において納付される租税を香港特別行政区の租税から控除することに関する香港特別行政区の法令（この条に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）の規定に従い、香港特別行政区の居住者である者が日本国内の源泉から取得する所得につき、日本国の法令及びこの協定の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税は、当該所得について納付される香港特別行政区の租税から控除する。ただし、認められる控除の額は、香港特別行政区の租税に関する法令に従って当該所得について算定される香港特別行政区の租税の額を超えないものとする。

2　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従って香港特別行政区において租税を課される所得を香港特別行政区内から取得する場合には、当該所得について納付される香港特別行政区の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

3　1及び2の規定の適用上、一方の締約者の居住者が受益者である所得であってこの協定の規定に従って他方の締約者において租税を課されるものは、当該他方の締約者内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条　無差別待遇

1　香港特別行政区内に居住する権利を有する者若しくは香港特別行政区内に設立された者又は日本国の国民は、他方の締約者において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある者（当該他方の締約者が香港特別行政区である場合には、香港特別行政区内に居住する権利を有する者若しくは香港特別行政区内に設立された者又は当該他方の締約者が日本国である場合には、日本国の国民である者）に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約者の居住者でもない者にも、適用する。

2　一方の締約者の居住者である無国籍者は、いずれの締約者においても、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある者（香港特別行政区内に居住する権利を有する者又は日本国の国民である者）に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3　一方の締約者の企業が他方の締約者内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約者において、同様の活動を行う当該他方の締約者の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約者に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約者の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約者の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4　第九条1、第十一条8、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の企業が他方の締約者の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約者の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約者の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5　一方の締約者の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約者の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約者において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約者の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

6　第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約者又は当該締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。